

大間々用水だより 第43号

令和元年度

令和元年6月1日発行



水と地域環境を保全する
大間々用水



組合員及び面積の動向

(平成31年4月1日現在)

組合員数 691名

賦課面積 285ha



春の清水新沼(調整池)風景

[4月25日撮影]

菜の花が終わるころ鹿田山の木々の緑が一層深くなり、やがて鹿田山を美しく彩る夏がやって来ます。



主な掲載内容

- ◇ 理事長あいさつ・総代会開催 [2]
- ◇ 平成31年度予算、総代と役員の選挙、経常賦課金 ... [3]
- ◇ 地区除外決済金、加入促進、各種届出 [4]
- ◇ 組合員資格喪失の通知（様式） [5]
- ◇ 県営事業実施工事、早川貯水池の工事 [6]
- ◇ 預金口座振替納入依頼書（様式） [7]
- ◇ 多面的機能支払交付金、鹿田山クリーン大作戦 [8]

※本たよりは編集都合により元号表記に平成と令和がありますが、ご了承願います。



理事長あいさつ

大間々用水土地改良区
理事長 須藤 昭男

青葉若葉の頃となりました。清々しい季節の中で、組合員の皆さま並びに関係各位におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

扱い手農家への農地集積が進むなど、農業を取り巻く環境は変化しています。農業水利施設を維持管理する土地改良区の運営体制もまた改革が求められています。これらに対応するため、国は土地改良法を一部改正しました。

大間々用水土地改良区においては、先に行われた総代会において、役員と総代に関する定款の改正案が承認されました。主な内容は改良区の運営強化と透明性を図るため、役員と総代それぞれの定数を削減し且つ兼務廃止するものです。また、平成29年度からは小水力発電所の稼動にあわせ、複式簿記による財務会計制度を導入しております。公益法人として健全な運営に努めることはもとより、運営実態を把握するためにも必要であると考えております。施設の整備等ハード面では、県営ため池等整備事業(用排水施設整備工事)による隧道改修、農村地域防災減災事業(農業用河川工作物等応急対策事業)による深沢川の取水口の改修工事も、群馬県東部農業事務所 農村整備課の尽力により工事が着々と進んでおります。

大間々用水の昭和に始まった畠地かんがい事業が、平成、令和と農業情勢が変わる中でも時代と共に安定した農業用水の供給と維持管理が行えるよう、小水力発電事業、多面的機能支払交付金事業等を有効に行いながら、土地改良区の発展のために努力して参りますので、今後ともご協力をよろしくお願ひいたします。

平成30年度 通常総代会 開催

平成31年度予算案など、全議案が可決承認されました。

平成31年3月26日に大間々用水土地改良区の通常総代会が開催されました。

総代総数36名のうち32名の出席をいただき、高橋隆議長のもと平成31年度予算など提出された全12議案が原案どおり可決決定されました。

◆可決された12議案は次のとおり

- 議案第1号 総代及び役員の定数等の改正について
- 議案第2号 平成31年度事業計画について
- 議案第3号 " 賦課金の賦課徴収の方法について
- 議案第4号 " 地区除外に伴う決済金の徴収方法について
- 議案第5号 " 預金の預入先金融機関について
- 議案第6号 " 一時借入金の借入限度額及び借入方法について
- 議案第7号 借入金償還準備積立金の一部取り崩しについて
- 議案第8号 平成31年度一般会計・発電事業特別会計収支予算書(案)
について
- 議案第9号 定款(定款附属書を含む)の一部改正について
- 議案第10号 規約の一部改正について
- 議案第11号 役員報酬支給規程の名称を含む改正について
- 議案第12号 会計細則一部改正の承認について



平成31年度(2019年度) 一般会計・発電事業特別会計予算について

◆平成31年度 一般会計収支予算

一般会計 99,600,000円

収入の部 (単位:千円)		支出の部 (単位:千円)	
土地改良事業収入	47,860	土地改良事業費	49,530
附帯事業収入	10	一般管理費	19,950
基本財産運用収入	70	負担金等	510
特定資産運用収入	150	借入金等返済支出	12,410
補助金等収入	12,570	固定資産取得支出	130
受託料収入	4,400	基本財産積立支出	4,070
雑収入	890	特定資産積立支出	9,650
借入金収入	20	特別会計繰出金支出	10
積立金取崩収入	5,830	予備費	3,340
特別会計繰入金	5,800		
繰越金	22,000		
合 計	99,600	合 計	99,600

◆平成31年度 発電事業特別会計収支予算

発電事業特別会計 15,600,000円

収入の部 (単位:千円)		支出の部 (単位:千円)	
発電事業収入	9,780	発電事業支出	2,730
特定資産運用収入	7	特定資産積立金支出	2,330
雑収入	3	借入金等返済支出	380
他会計繰入金	10	一般会計繰出金支出	5,800
繰越金	5,800	予備費	4,360
合 計	15,600	合 計	15,600



―― 今年度は任期満了による 総代・役員 の改選期です ――

●総代の任期満了日……令和元年(2019年) 11月29日 総代定数30名

土地改良法の改正及び組合員数の減少による当改良区の定款改正により、総代定数が40人から30人に改められました。総代選挙の日程等は次期総代会で決定し、改良区掲示場に公告します。

●役員の任期満了日……令和2年(2020年) 1月28日 理事定数13名・監事定数 3名

当改良区の役員選挙規程改正により、理事20人が13人、監事4人が3人にそれぞれ改められました。また、総代と役員の兼務体制を廃止しました。役員選挙の日程等は次期総代会で決定し、定款・役員選挙規程等に基づく諸手続により執り行い、改良区掲示場に公告します。

経常賦課金(組合費)について (土地改良法第36条)

組合員の皆様に賦課する経常賦課金は、4月1日現在の加入面積に基づき、畠地かんがい比率1、施設園芸(ハウス)比率4とし、10aあたり単価4,500円で計算しています。

納付期限は7月1日。 口座振替の方は7月1日(月)に振替しますので、通帳残高のご確認をお願いします。なお、ご自身で振込する場合の手数料は本人負担ですので振込金額を間違えないようお願いします。

今年度から、事務の簡素化および土地改良区の事務改善を図るため、口座振替による賦課金納付の場合は領収証の発行を原則取り止めることとしました。(通帳に納入したことが記載され納付が行われたことを明らかにできるので、通帳の保管で対応願います。)

現金納付の方は今までどおり納付時に領収書を発行します。

なお、振替納入の方で領収書の発行を希望する方は、申し出ていただくことで従来どおり領収書を発行いたします。



納入期限内に賦課金をお支払い願います

納付期限を過ぎて未納・滞納があると改良区の健全な運営や事業が行えなくなり、借入等で対応せざるを得なくなり、結果、その負担を組合員全体で負わなくてはならなくなります。

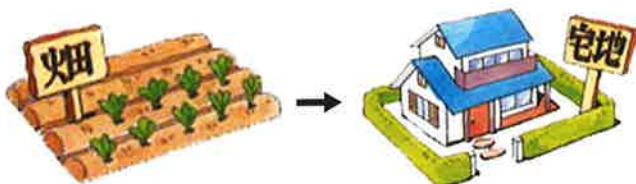
当改良区では土地改良法に基づく改良区定款に則り、未納者に**8月中に督促状を発付**し、未納金や延滞金の他に**督促手数料100円を過怠金として支払っていただきます**。特別な事情等で一度に納入できない時などはご相談を受けますので、改良区にご連絡ください。

賦課金通知書の受取拒否や悪質な滞納と判断される場合は、今後、理事会で法的措置などの取り組みも検討していきます。

●地区除外決済金について（土地改良法第42条）

平成31年度の地区除外決済金は次のとおり

区分	単価（1m ² 当たり）
畠地かんがい加入地	350円
畠地かんがい未加入地	150円



土地改良区内の受益地は農地転用等で地区除外する場合、面積に応じて「地区除外決済金」がかかります。

農地転用等により受益面積が減ると償還残金等の債務を残りの受益地で負担しなくてはならなくなり、不公平が生じるので公平を図るためにも清算が必要となります。

なお、地区除外の決済手続きは、国・県・市などが行う公共用地（道路や公共施設など）の買収も同様で届出と地区除外決済金の納付が必要となるのでご注意ください。

●畠地かんがいの加入を促進しています（申込随時受付中です）

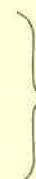
大間々用水では受益地内の農地活用を推進し受益地の拡大と加入の促進を図るため、受益地内にある未加入農地を加入する場合の加入金を本年度も無料としています。

また、受益地内外の隣接農地等を新たに加入する場合の加入金も10アール当たり3万円としています。畠かん加入を検討したい方は、地元の役員や総代さんにお話しいただくか、改良区に直接ご相談ください。



各種届出について（関係者本人が行う申請手続きです）

- ① 農地の売買・相続・贈与・貸借・交換した場合
- ② 経営移譲した場合
- ③ 組合員死亡により農地の名義変更をした場合
- ④ 住所変更をした場合
- ⑤ 賦課金の振替口座関係の変更をしたい場合



①～④は 様式 「組合員資格得喪」

⑤は 様式 「預金口座振替納入依頼書」

※届出書類は改良区に用意してありますが、次ページ以降の様式をそのまま切り取って届出が可能です。
記入方法が分からぬ時は、改良区にお問い合わせください。

(様式)

理事長	事務局長	係長	主査	主任	係	供覧	整理No	
							受付	
組合員資格得喪の通知							受付者	機械入力
下記のとおり、組合員資格が得喪したので、土地改良法 第43条第1項の規定により通知します。								
組合員番号	□□□□□/△					申請年月日	年 月 日	
現資格者氏名	印					生年月日 M・T S・H	年 月 日	
住 所								
組合員番号	□□□□□/△					電話番号	— —	
フリガナ						生年月日 M・T S・H	年 月 日	
新資格者氏名	印							
住 所								

1. 資格得喪の原因及び時期(該当するものを○で囲む)

原 因 売買 小作契約[締結・解除] 交換分合 経営移譲 相続 贈与 その他

時 期 年 月 日

2. 資格得喪の対象となる土地

工区	土地の所在	地番	地目	台帳地積(m ²)	畝かん地積(m ²)	備考

大間々用水土地改良区理事長 様

平成30年度県営事業実施工事

◎県営ため池等整備事業（用排水施設整備工事）

隧道工 L=107m(7号空洞充填)

法面保護工 1式、測量試験費 1式

用地買収補償費 1式



8号隧道出口改修工事中の状況(平成29年度)

◎農村地域防災減災事業

(農業用河川工作物等応急対策事業)

頭首工（左岸側）1式、護床ブロック製作 1式

測量設計費 1式、用地費及び補償費 1式

令和元年度県営事業実施工事（予定）

◎県営ため池等整備事業(用排水施設整備工事)

隧道工 L=107m(7号管更正)

6号隧道空洞充填工 1式



出水時の取水ゲート操作が困難な状況にあるため、取水ゲートが確実に開閉できるよう改善します。頭首工取入口へΦ1000の横断管で水を送ります。

◎農村地域防災減災事業

(農業用河川工作物等応急対策事業)

頭首工（右岸側）1式、護床ブロック据付 1式

測量設計費 1式、用地費及び補償費 1式

現在実施中の2つの県営事業は、それぞれ工期が1年延長され、令和2年度（西暦2020年度）工事完成予定で進められています。安定した農業用水供給のために深沢頭首工や隧道並びに水路の改修工事は必要不可欠であり、早期の完成が待たれるところです。



早川貯水池の堤体補強工事について

早川貯水池は昭和16年に造成された、桐生市、伊勢崎市、みどり市の農地約380haに農業用水を安定供給するための農業用ダムです。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で推定震度5弱を受け堤頂部縦横断方向にクラック（ひび割れ）が発生したことから、平成29年度に調査を実施したところ、クラックがコアゾーンまで達していることが判明しました。

早川貯水池の堤体下流には多くの住宅や国道353号線があり、貯水池が決壊した場合には甚大な被害をもたらすことが想定されることから早期の対策が必要なため、国・県・関係3市の負担で、総事業費40,000千万円で堤体改修工事を「県営農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池整備)」事業として実施しています。

(様式)

理事長	事務局長	係長	主査	主任	係	供覧	受付印	受付者
							機械入力	

預金口座振替納入依頼書

年 月 日

私が納入すべき大間々用水土地改良区の賦課金を、下記の指定預金口座名義から口座振替により納入したいので依頼します。

大間々用水土地改良区 様

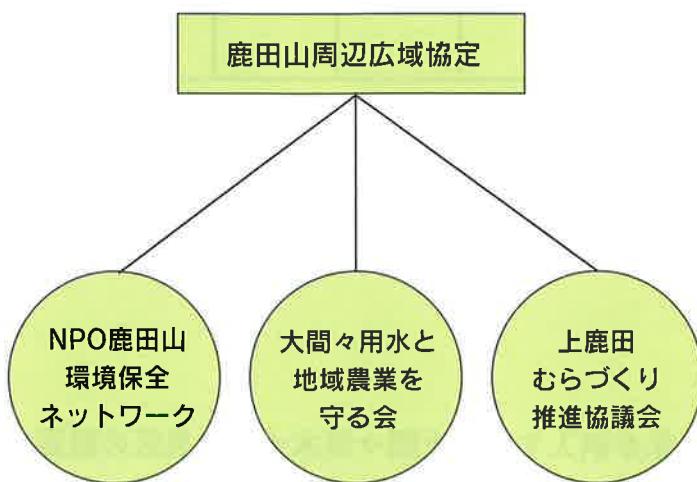
組合員No.								
組合員欄	フリガナ							
	氏名	印						
	住所							
	電話番号							
金融機関の区分	・佐波伊勢崎農協（あかぼり支店） ・新田みどり農協 (・本店・笠懸支店・新里支店・大間々支店) ・群馬銀行（　　支店）							
預金口座	普通預金・当座預金							
フリガナ								
口座名義	印							
提出理由	資格喪失に伴う変更・口座のみ変更・新組合員・その他()							

多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金・資源向上支払交付金）

多面的機能支払は農地や水路、農道などを保全管理する活動組織に交付金が交付される事業で、地域資源の適切な保全管理を推進する制度です。

大間々用水管内でも活動組織ができており、農地や水路等の保全に取り組んでいて、草刈り・水路の泥上げ等の日当支払いや施設の維持管理、補修等に制度を利用しています。

また、活動組織をまとめる「鹿田山周辺広域協定運営委員会」と契約して事務作業を受託し、積極的に支援を実施しています。



鹿田山クリーン大作戦で、いい汗をかこう！



作業の説明を聞く参加者のみなさん

大間々用水土地改良区はNPO鹿田山環境保全ネットワークの活動組織の一員として、6月～10月の毎月第1土曜・午前8時～10時の約2時間行われる鹿田山クリーン大作戦（草刈り・清掃作業）に参加しています。今年最初の大作戦決行日は**6月1日(土)**です。

地域の環境整備で一緒に汗をかき、元気に語り合いましょう。作業道具等を用意して現地でお待ちしていますので、奮ってご参加ください。組合員みなさまのご協力をお願いいたします。



●各種届出やご質問ご意見等がありましたら、お気軽に事務所までお問い合わせください。

●事務所の業務時間は
月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15

〒376-0101 みどり市大間々町大間々1549番地
TEL (0277) 73-5599 FAX (0277) 72-2500
ホームページ <http://www.oomama.asc.ne.jp>

編集・発行 大間々用水土地改良区

